

会計年度任用職員の報酬等に関する規則

令和元年 10 月 24 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬基準額表)

第 2 条 会計年度任用職員には、別表に掲げる報酬基準額表を適用する。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第 3 条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、報酬基準額表に定める 1 号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他広域連合長が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(報酬の基本額)

第 4 条 条例第 2 条第 4 項の月額報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 月につき、報酬基準額表の月額（以下この条及び第 12 条第 1 項において「報酬基準額」という。）に、その者について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

2 条例第 2 条第 5 項の日額報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 日につき、報酬基準額を 21 で除して得た額に、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3 前 2 項の規定により算出した報酬の基本額が、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、前 2 項の規定にかかわらず、条例別表行政職の項に定める月額を報酬等基準額とするものとする。

(1) 条例第 2 条第 4 項の月額報酬を受ける会計年度任用職員 条例別表行政職の項

に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

- (2) 条例第2条第5項の日額の報酬を受ける会計年度任用職員 条例別表行政職の項に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第4条の2 住居その他これに準ずるものとして広域連合長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他広域連合長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号。以下第6条第1項及び第8条第3項第1号において「給与条例」という。）においてその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下第6条第1項及び第7条において「埼玉県給与条例」という。）第11条の2第2項で定める額とする。

（時間外勤務手当に相当する報酬）

第5条 会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間（以下この条から第6条までにおいて「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その

勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

- ３ 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（広域連合長が定める時間を除く。）との合計が１月について６０時間を超えた場合には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては１００分の５０をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第６条 休日（給与条例においてその例によることとされている埼玉県給与条例第１５条第３項に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日に代わる日（以下この項において「代休日」という。）を指定されて休日の正規の勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、その者の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

- ２ 前項の報酬の額は、勤務１時間につき、第７条に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で広域連合長が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、前項の報酬は支給されない。

（勤務１時間当たりの報酬の額の算出）

第７条 第５条第２項及び第３項並びに第６条第２項に規定する勤務１時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用職員にあつては、第４条第１項に規定する報酬の基本額、当該基本額に埼玉県給与条例第９条の２第２項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額に１２を乗じ、その額をその者について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから広域連合長が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）とする。

2 第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける会計年度任用職員にあっては、第4条第2項に規定する報酬の基本額、当該基本額に埼玉県給与条例第9条の2第2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）の合計額を、その者について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。

（条例第2条第8項の規則で定める者）

第8条 条例第2条第8項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）任期が6月未満の者（次項の規定により任期が6月以上の者とみなされる者を除く。）
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定に該当して休職にされている者
- （3）地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている者
- （4）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者（職員の育児休業等に関する条例平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第8号）においてその例によることとされている職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第7条に規定する職員である者を除く。）
- （5）前各号に掲げる者のほか、広域連合長が別に定める者

2 任期が6月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が6月以上となるものは、任期が6月以上の者とみなす。

- （1）同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当及び勤勉手当の基準日（条例第2条第8項においてその例によることとされる一般職の常勤職員の期末手当及び勤勉手当に係る基準日をいう。以下この条から第10条の2までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）
- （2）職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職

した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

3 前項第2号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。

（1）給与条例の適用を受ける職員

（2）特別職の職員（地方公務員法第3条第3項第1号から第4号までに掲げる特別職に属する彩の国さいたま人づくり広域連合の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第9条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前6月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前1月以内において退職した前条第3項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（勤勉手当の勤務期間の特例）

第9条の2 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間には、基準日以前6月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前1月以内において退職した第8条第3項各号に掲げる職員の当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第10条 月額報酬を受ける会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条及び次条において同じ。）現在においてその者が受けるべき報酬（条例第2条第3項に規定する報酬の額をいう。以下この条、次条及び第12条において「基本報酬」という。）の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき1月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前6月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。次条第3項において同じ。）においてその者が受けた基本報酬の額の1月当たりの平均額とする。

（勤勉手当基礎額）

第10条の2 月額報酬を受ける会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき1月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、基準日前6月以内の期間においてその者が受けた基本報酬の額の1月当たりの平均額とする。

(特別の事情がある者の期末手当及び勤勉手当)

第11条 第8条から前条までの規定にかかわらず、同一の期間において2以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、広域連合長が別に定める。

(報酬等の減額)

第12条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額して報酬等を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬の額とする。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用職員にあつてはその者の基本報酬の月額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)とし、日額の報酬を受ける会計年度任用職員にあつてはその者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 報酬基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第3条第1項の規定の適用に

については、同項中「1号給」とあるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にあっては「19号給」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあっては「13号給」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあっては「7号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第3条の規則で定める額は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）において、1週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者に対しては、特定期間において受けていた報酬の月額とする。

4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

（1）特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和2年6月30日までの間に日額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、1日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあっては、その相当する額

（2）特定期間に日額により報酬を受け、施行日から令和2年6月30日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、1週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあっては、その相当する額

（3）特定期間に日額により報酬を受け、施行日から令和2年6月30日までの間に日額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の日額が、特定期間において、1日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の日額に相当する額に達しないこととなる場合にあっては、その相当する額

附 則（令和2年3月31日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月2日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日

から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第4条第3項及び第6条第1項の規定並びに別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（令和7年2月18日規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則（令和7年3月31日規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第5号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

報酬基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額
	円
1	190,617
2	192,347
3	193,959
4	195,584
5	197,217
6	198,927
7	200,550
8	202,184
9	203,793
10	205,517
11	207,241
12	208,984
13	210,317
14	211,917
15	213,527
16	215,048
17	216,584
18	218,191
19	219,850
20	221,450
21	223,117
22	224,784
23	226,150
24	227,450
25	228,787